

四日市看護医療大学公的研究費の不正使用に係る 調査等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市看護医療大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用に関する調査等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「競争的資金等」とは、国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金および公募型研究資金をいう。
- (2) 「公的研究費」とは、「競争的資金等」のほか、学外機関から配分され、本学が管理責任を負うことが義務付けられた全ての研究費をいう。
- (3) 「研究者等」とは、本学において公的研究費の運営および管理に関わる全ての者をいう。
- (4) 「不正使用」とは、実態を伴わない謝金等の請求、物品等購入に係る架空の請求、不当な旅費の請求等本学規程および法令等に違反して使用することをいう。

(告発の受付窓口)

第3条 公的研究費の不正使用に関する告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、企画部に受付窓口を置く。

(告発の受付体制)

第4条 公的研究費の不正使用があると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 公的研究費を取り扱う部署及び告発窓口は、自らの職務において不正使用を知り得たときには、前項と同様に取扱う。

3 告発は、原則として、顕名により、公的研究費の不正使用を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに四日市看護医療大学公的研究費取扱規程第3条に定める最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）及び四日市看護医療大学公的研究費取扱規程第3条に定める統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）にその内容を報告するものとする。

5 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。この場合、告発者に対しての本規程に規定する通知、報告は行わない。

7 告発者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができものとする。この場合にお

いて、告発者に対しての本規程の規定する通知および報告は告発窓口を通じて行うものとする。

8 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、公的研究費の不正使用の疑いが指摘された場合、不正使用を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限って、これを匿名の告発に準じて取扱うものとする。

（告発の相談）

第5条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続きについて疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、公的研究費の不正使用が行われようとしている、又は不正使用を求められている等であるときは、相談窓口は、最高管理責任者に報告するものとする。

4 第3項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（告発窓口の職員の義務）

第6条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の職員は、告発の受付に際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合は、その内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

（秘密保護義務）

第7条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後も、同様とする。

2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（告発者の保護）

第8条 部局の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益となる取扱いをしてはならない。

（被告発者の保護）

第 9 条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受付けること、告発には不正とする合理的理由を示す必要があること、告発者に調査協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることなどをあらかじめ周知する。

2 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動の制限、解雇、配置転換、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益となる措置を行ってはならない。

（悪意に基づく告発）

第 10 条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、規程に基づく処分の手続き、刑事告発等その他必要な措置を講じることができる。

3 前項の処分が課されたときは、該当する公的研究費の配分機関（以下、「配分機関」という。）及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

（事前調査）

第 11 条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に関する事案について事前調査が必要であると判断したときは、統括管理責任者に事前調査を行わせることができる。

2 統括管理責任者は、事前調査の指示があったときは、速やかに当該告発の信憑性等についての調査を行い、調査結果を最高管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、必要に応じて、事前調査の対象者に対して関係資料その他事前調査を実施する上で必要な書類、物品等の提出を求め又はヒアリングを行うことができる。

4 統括管理責任者は、本調査の証拠となり得る関係書類、物品等を保全する措置をとることができる。

（本調査の決定等）

第 12 条 最高管理責任者は、告発の受付から 30 日以内に告発内容の信憑性を確認の上、本調査を行うか否かを決定する。

2 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

3 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、事前調査に係る資料等を保存するものとする。

4 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、配分機関及び文部科学省に、本調査を行う旨を報告するものとする。

（調査委員会）

第 13 条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、公的研究費の不正使用に係る調

査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

2 調査委員会は、委員長および委員をもって組織する。

3 委員長は、本学教員の中から最高管理責任者が指名する。

4 委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 委員長が指名する教員 若干名

(2) 統括管理責任者

(3) 企画部課長

(4) 会計課長

(5) 学外の弁護士又は公認会計士等 若干名

(6) その他委員長が必要と認めた者 若干名

5 前項第5号の委員は、本学並びに通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

（守秘義務）

第14条 調査委員会の構成員その他本規程に基づき公的研究費の不正使用の調査に関係した者は、その職務に関し知りえた情報を他に漏らしてはならない。

（本調査の実施）

第15条 調査委員会は、公的研究費不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者および関与の程度、不正使用の相当額等について調査を行うものとする。

2 調査委員会は、調査の実施に際し、被告発者及び調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）に対し関係資料及び物品の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

3 調査委員会は、必要に応じて、対象研究者等の公的研究費の使用停止を最高管理責任者へ申し出ることができる。

（調査への協力等）

第16条 対象研究者等は、調査委員会による事実の究明に積極的に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。

（意見聴取）

第17条 調査委員会は、不正使用の認定を行うにあたっては、あらかじめ対象研究者等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

2 対象研究者等は、前項の調査内容の通知日から30日以内に調査委員会に意見を提出することができる。この場合において、対象研究者等からの意見の提出があったとき又は意見がない旨の申し出があったときは、調査委員会は、30日を経過する前であっても次条に規定する認定を行うことがある。

（認定）

第18条 調査委員会は、本調査の開始後120日以内に調査した内容をまとめ、不正使用が行われたか否か、不正使用と認定された場合はその内容及び悪質性、不正使用に関与した者とその関与の度合、当該研究費の不正使用における役割及び不正使用が行われた研究費の額、その他必

要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、120日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正使用が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、最高管理責任者に報告しなければならない。

（認定の方法）

第19条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的証拠、証言、対象研究者等の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正使用か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、対象研究者等による自認を唯一の証拠として不正使用を認定することはできない。

（調査結果の通知及び報告）

第20条 最高管理責任者は、調査委員会の調査報告に基づき、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（異議申立て）

第21条 対象研究者等は、調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に異議申立てを行うことができる。

2 最高管理責任者は、異議申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により調査委員会に対し、再調査の実施を指示することができる。この場合においては、異議申立ての趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管理責任者の判断により調査委員会の委員を変更することができるものとする。

3 前項の再調査の指示があったときは、調査委員会は速やかに再調査を行い、その開始の日から起算して50日以内に、その結果を最高管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を対象研究者等および調査委員会に通知する。

5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再審査をしない旨をその理由と併せて対象研究者等および調査委員会に通知する。

6 異議申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

（調査結果の報告）

第22条 調査委員会の委員長は、調査結果の通知後、対象研究者等からの異議申立てがなくそ

の内容が確定したとき、又は前条第2項による異議申立てに対し、同条第4項又は第5項の決定が行われたときは、報告書を作成し、関連資料等を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなくてはならない。

(措置)

第23条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を告発者、対象研究者等及び調査に関係した者に通知するとともに、配分機関及び文部科学省に対しては、原則として告発の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を加えて報告しなくてはならない。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなくてはならない。

3 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および調査の中間報告を提出しなくてはならない。

4 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。

5 最高管理責任者は、報告の結果、配分機関から不正使用に関わる資金の返還命令を受けたときは、当該額を返還させるものとする。

6 最高管理責任者は、不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等、法的措置を講ずるものとする。

7 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、その旨を調査に関係した者に通知するとともに、必要に応じて対象研究者等への不利益の発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第24条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由があつて不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合および社会的影響の大きい事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表できるものとする。

(調査委員会の庶務)

第25条 調査委員会に関する庶務は、関係部局の協力を得て、企画部で行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月22日から施行する。